

信州大学医学部・附属病院

症例報告の倫理審査に関する手順書

令和7年11月4日制定
生命科学・医学系研究倫理委員会

1. 適用範囲

本手順書は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」では「研究」に該当しないとされている症例報告*について、研究者が学会・論文発表するにあたり、倫理審査委員会の審査を必要とした場合における手続きを定めるものである。

*症例報告：他の医療従事者への情報共有を図るため、所属する機関内の症例検討会、機関外の医療従事者同士の勉強会や関係学会、医療従事者向け専門誌等で個別の症例を報告すること
（「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」P. 5）

2. 申請

研究者が倫理審査委員会の審査を必要とする場合、学会・論文発表等の前に「症例報告倫理審査申請書（症例報告-書式1）」を作成し、必要な書類を添付の上、医学部長に提出を行う。

申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- ・ 症例報告-書式1：症例報告倫理審査申請書
- ・ 抄録、投稿原稿
- ・ その他必要な書類

3. 倫理委員会(症例報告)での審査

- ① 申請の提出を受けた医学部長は倫理委員会に意見を聴く。
- ② 倫理委員会は、研究者より提出された申請が、個人情報保護その他の点から適切か否かを審査し、適切と判断した場合、当該申請を承認する。なお、審査は倫理委員長があらかじめ指名した委員が行う。
- ③ 医学部長は、倫理審査委員会の審査結果を踏まえ承認の可否を判断し、審査結果を研究者に通知する。

附則

この手順書は令和7年11月4日から施行する。